

○安田審議官 それでは、定刻でございますので、ただいまから「第三国定住に関する有識者会議」の第1回会議を開催させていただきます。

私、内閣審議官をしております安田と申します。難民対策連絡調整会議の構成員でございます。

初めに、中川正春内閣府特命担当大臣から開会のごあいさつをいただきたいと思います。大臣、よろしくお願い申し上げます。

○中川大臣 失礼します。

日ごろから、もう皆さん方にはさまざまな形で御厄介をかけておりまして、改めて第三国定住と、それから、社会統合というテーマのもとでここに御参集いただきまして、改めてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

この連休の入り口で、私、カチン族の祭りに参加させていただきまして、芝公園と私の地元の三重県でやるということで、一緒にダンスを踊って、そこにいらっしゃるダニエルさんも一緒になって踊ってやっていたのですが、難民の皆さんを受入れるということの政策の中には、国際的な貢献といいますか、外交的にも、あるいはこの国のソフトパワーとしての在り方のような形の中での政策を進めるという観点、これが一つあるかと思うのですが、私は、日本に定住して、そしてしっかり日本の中で社会統合しながら努力して、日本人として生きていくという難民の皆さんの様子を見て、その中に、仲間に入れていただいて、改めて日本の国内での社会の在り方としても、一つのダイナミズムを作っていくための、国を開いていく政策、そして、そのコミュニティをそういう意味では開いた形で作っていくという、そんな局面の中で日本が変わっていかなければならない、その一つのきっかけを作っていくような、そういう政策なのだろうということ、これを今、つくづくとかみしめております。

多様化する価値観の中で、外国人だけではなくて日本人の中でも、やはり社会包摂をしながら、多様な価値観が一緒に生きていって、それが社会のダイナミズムを作っていくような、そんな社会の在り方があって、次の日本のフェーズといいますか、ダイナミズムが生まれてくるのだろう。今、こういう思いでありまして、この第三国定住という事業が国内の体制をどう作っていくかというところに焦点を当てていただきながら、しっかり御議論をいただいて、政府として何をしていったらいいのか、あるいは地方自治体も民間も含めたネットワークというものをどう作っていったらいいのかというような御議論をまとめていただければ有難いと思っております。

そんな中で、私もできる限り参加させていただいて、皆さんのそれぞれの立場からの御指導をしっかり吸収させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、冒頭のごあいさつにさせていただきましたが、この後、御議論をよろしくお願い致します。ありがとうございます。

○安田審議官 ありがとうございました。

○安田審議官 それでは、中川大臣は公務のため、ここで御退席されます。

(中川大臣退室)

○安田審議官 それでは、続きまして、難民対策連絡調整会議の議長でございます竹歳内閣官房副長官の代理といたしまして、河相内閣官房副長官補からごあいさつをいただきます。

○河相内閣官房副長官補 内閣官房副長官補の河相と申します。本日はお忙しい中、皆様お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

この会の議長は竹歳副長官が務めておるのですが、あいにく今日はほかの会議と急に重なってしまい出席できなくなりましたので、竹歳副長官のあいさつを私から代読させていただきますと思います。

我が国は、平成 20 年 12 月 16 日付けの閣議了解、それから、同月 19 日付けの難民対策連絡調整会議決定に基づきまして、平成 22 年度から 3 年間のパイロットケースとして第三国定住による難民の受入れを開始したところでございます。

そして、受入れと同時に、実施状況などについての検証を重ねてまいったわけですが、その結果として、本年 3 月 29 日に開催しました第 6 回難民対策連絡調整会議において、パイロットケースを更に 2 年間延長するということを決定したところでございます。

また、その際、これまで政府部内で本事業の問題点を洗い出し、それに対する改善策を検討し、できるものから速やかに改善してまいってきたところでございますが、民間の難民支援団体、それから、民主党法務部門会議からの御意見なども踏まえた結果、パイロットケースの現状・課題を検証した上で、受入れ体制など今後の方針を策定するためには、官民が連携して幅広く総合的な視点から検討を行うことが必要という結論に達したところでございます。

そこで、難民対策連絡調整会議のもとに難民問題または受入れ支援等に精通した有識者の方々にお集まりいただきまして、パイロットケース終了後の平成 27 年度以降の事業方針について御議論いただきまして、来年の半ばを目途として本会議としての意見を頂戴したいというふうに考えているところでございます。

本会議のスケジュールにつきましては、後ほど詳細な説明を行いますけれども、本年中には第三国定住の制度全般や実施状況などについての御理解を深めていただきたく、諸外国の制度も含めた第三国定住制度の現状やインドシナ難民の状況を把握するほか、受入れ難民の定住先地域を視察し、難民本人や関係者との意見交換などを行いたいと考えているところでございます。

その上で、来年は受入れ難民候補者の選定の在り方、定住支援の在り方、定住先地方公共団体などとの連携の在り方など、第三国定住制度に関する論点について御協議いただきたいと考えております。その上で、この有識者会議として平成 27 年度以降の本事業に関する方針に対する御意見を集約していただきまして、その意見を踏まえた上で、難民対策連

絡調整会議として平成 27 年度以降の方針を決定していきたいと考えておるところでございます。本有識者会合の委員の皆様におかれては、是非それぞれの専門の分野から自由かつ潤達な御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、本有識者会議に御参加いただき、改めて感謝の意を表するとともに、今後も皆様の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。

以上、代読させていただきました。

よろしくお願いいたします。

○安田審議官 ありがとうございました。

それでは、本有識者会議の座長をお務めいただく岩沢委員に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩沢座長 このたび、本有識者会議の座長を務めることになりました岩沢雄司でございます。

初めに、各委員の皆様方から一言自己紹介をいただきたいと思います。

まず、私は東京大学法学部で国際法を担当しておりまして、2005 年～2007 年まで 2 年間は難民審査参与員も務めさせていただきました。2007 年から国連で自由権規約委員会という、これは市民的及び政治的権利に関する国際規約という条約、国際人権条約であります、そのもとで作られております専門家委員会、規約人権委員会、通称自由権規約委員会と言っておりますが、その委員を務めておりまして、2009 年～2011 年まではその委員会の委員長を務めました。今はその委員会の副委員長をしております。そういうことで、若干出張も多くなるのですが、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、順に一言ごあいさつをお願いいたします。

池上重弘委員、よろしくお願いいたします。

○池上委員 浜松にあります静岡文化芸術大学の池上と申します。よろしくお願いいたします。

私は多文化共生の観点から、どちらかといいますと、この第三国定住の難民の皆さんの受入れの地域のレベルのことについて意見を述べるようにというミッションでここにお声かけをいただいて座っております。しかし一方、元来はインドネシアのスマトラを専門とする文化人類学者なものですから、東南アジアの田舎については、ある程度経験があります。

実はこの連休、いろいろとお世話になりまして、難民キャンプを三つ回ってまいりました。メーラ、そして、今度新しく拡大するウンピラムとヌボという、とんでもない山奥なのですけれども、国境地帯のキャンプを見て、そちらの UNHCR のスタッフの方々とも意見交換をしてきましたので、先方の送出し側の人々がどんな生活をしているかということも視野に入れながら、受入れがどうあるべきかという貢献をしていければと思っております。

よろしくお願いいたします。

○岩沢座長 それでは、次に石井宏明委員、よろしくお願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。難民支援協会という NPO 法人におります石井宏明と

申します。

難民支援協会というのは、1999 年にできてから約 13 年にもなっているというのが我ながら驚きなのですけれども、その間、一貫してやってきたのは、どちらかといいますと Asylum Seeker、庇護希望者で日本に助けを求める方々の認定手続に関する支援や、認定申請中の生活支援というのが全体の事業の 8 割ぐらいを今まで占めてきたのではないかと思います。近年、ここ数年、日本への定住がほぼ認められるという形での認定及び、特に人道配慮による在留資格の付与という形で来られる方々が、日本でどうやって生活を作っていけるのか、また、女性や子どもも 10 年前と比べると飛躍的に増えていまして、そういった方々の日本での生活がどんどん、私たちの相談にも来るようになった。

そういうところで、まさしく、今、第三国定住で言っているインテグレーションという、どう訳すかは別なのですけれども、そのインテグレーション部分に関して、この第三国定住以外の難民の方についても、ここ数年、就労に関する問題から医療とか、今度導入される在留カードの問題とかいろいろなことに、この間、目配せをしてくるようになってきたという中で、今回、第三国定住難民の第 1 陣の方々に少し関わることになりまして、特に、ある意味、こういう場が持たれることも含めて、条約難民の方の取扱いとは随分違っている、これが非常に今後重要な、日本における難民の受入に重要なポイントになるのではないかと、今回本当に、大森さんもそうなのですが、市民社会を代表する者として 2 名も選んでいただいたこと、本当に心より感謝したいと思います。

ありがとうございました。

○岩沢座長 それでは、次に太田公一委員、お願いいたします。

○太田委員 新宿区の多文化共生推進課長をしております太田と申します。

有識者会議ということで、私は 4 月に着任したばかりですので、ちょっとおこがましいのですけれども、自治体から選ばれているのは私だけですので、自治体の立場として何かお話しできることがあればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岩沢座長 次に、大森邦子委員お願いいたします。

○大森委員 大森でございます。

私は社会福祉法人日本国際社会事業団という、歴史的には昭和 27 年から活動しているところでございますけれども、日本における国際福祉を専門にやっております。私自身は、実はインドシナ難民の人が日本に上陸したときに日本国際社会事業団、通称 ISSJ と申しますが、そこがインドシナ難民の人の受入れを難民事業本部と協力して行うということで、日本全国にインドシナ難民定住相談員というものをつくりまして、その第 1 号で関わるようになりました。

それで、ソーシャルワークを勉強しているものですから、理論はよくわからないのですけれども、実践が得意としておりますので、今回の第三国定住の人たちも、少しインドシナ難民の人たちと共通するといいますか、そのときの経験が生かされるようなところがあ

るかと思しますので、その辺で少し力が出せたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岩沢座長　ありがとうございます。

次に、中井伊都子委員お願いいたします。

○中井委員　神戸にございます甲南大学というところで、法学部で国際法を教えております中井伊都子と申します。

大分前ですが、大学院在学中に外務省の方から専門調査員という形で、ジュネーブにあります国際機関日本政府代表部に送っていただきまして、そこで UNHCR とか、いろいろな国際機関の仕事を見聞きさせていただく機会がありました。それ以来、特に人権問題を中心に研究をしてみいました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岩沢座長　ありがとうございます。

それでは、次に山田浩三委員、お願いいたします。

○山田委員　どうも、山田です。どうぞよろしくお願いいたします。

私の肩書きは新聞社ということなのですが、もう 10 年も前に引退しておりますので、新聞社といっても、今は幹部の何人かしか知らない、現役はほとんど知らない、そういう状況です。

難民との関わりなのですが、先ほど議長もそうでしたけれども、難民審査参与員を始めたときからやっていますので、もう 6 年ぐらいやっています。その関連なのでしょうか、この第三国定住のパイロット事業が始まる 1 年ぐらい前だったと思うのですが、現地に派遣されまして、現地調査をちょっとしたことがあります。しかし、それも 3 年か 4 年経っていますので、かなり記憶は薄れておりますので、ここでいろいろ皆さんの話を聞いた上で、今、持っている結論を更に深めて、もう一回考え直したいと思っています。

もともと、私は新聞社時代バンコクにおりまして、難民との関わりというのは例のカンボジア難民で、そのボランティアが歩き始めたころから 4 年半いたので、そのころの友達もいまだに東京でつき合ったりしています。多分、そんなこともあってここに選ばれたと思うのですが、先ほどの河相先生の話ではありませんけれども、受入れ支援に精通した方と言われますと、私は受入れについては全く存じ上げません。出す方はかなり現場を見てきたつもりですが、受入れ体制が何か問題があるのか、その辺もこれから一緒にいろいろ教わりたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岩沢座長　ありがとうございます。

以上の 7 名が有識者会議の構成員ということになります。

オブザーバーとして御参加していただいている方がいらっしゃいますので、次にこの方々を御紹介いたします。

まず、UNHCR 駐日事務所首席法務官のダニエル・アルカルオブザーバーです。

○アルカルオブザーバー 皆様、こんにちは。UNHCR 法務部の首席法務官を務めておりますダニエル・アルカルでございます。東京事務所の法務部の統括をしております。

法務部というのは、ここにいる NGO の皆さんと同じように、日本におられる難民の皆さん、庇護申請者の皆さんと一緒にお仕事をしている部署でございます。私は日本に着任してから 5 年ほど経っておりますけれども、大変申し訳ないのですが、本日唯一の英語でプレゼンテーションをする者になっております。

一つ朗報としては、私の後任は日本人の職員でございます、日本語で職務をこなすことができます。そういった側面からも、より一層 UNHCR の、これまで過去 60 年において経験してきた、難民関連の仕事からの経験や知識、第三国定住に関連するノウハウなどを皆様とより一層共有させていただけることかと存じます。今後一層、本件、皆様と御一緒させていただけることを期待しております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、次に IOM 国際移住機関プログラム・マネージャーの橋本直子オブザーバーです。よろしくお願いします。

○橋本オブザーバー 座長、ありがとうございます。国際移住機関の橋本と申します。IOM の職員ではございますが、同時に法務省の入国者収容所等視察委員会の委員も務めさせていただいております。IOM では、難民の第三国定住事業を含め日本国内の事業をすべて統括しております。また「定住支援」に関連することとしては、文部科学省から委託頂いている「虹のかけ橋事業」の枠組みで、現在、全国に 30 近い教室を、外国につながるお子さんたちの定住支援の目的で、主に集住都市地域などでやらせていただいております。

IOM については、また次回御紹介をする機会があると思いますけれども、1951 年設立当時から第三国定住を行うために設立された国際機関でございます。その辺りもまた次回、お話をさせていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、次にアジア福祉教育財団難民事業本部本部長の荒川吉彦オブザーバーです。よろしくお願いします。

○荒川オブザーバー 荒川でございます。

この名札に RHQ 本部長とございます。RHQ と申しますのは、Refugee Assistance Headquarters、これの略称で RHQ と申しております。GHQ を若干連想して、私自身としてはちょっとくすぐったいのですが、ただ、この世界では三十数年来の実績がございますので、そういう意味では確立した名称なのだろうと自負しております。この第三国定住難民定住支援プログラムの実施機関ということで政府から委託を受けまして、事業に邁進しているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

本日はお見えになっておりませんが、ミャンマー情勢に精通しておられる上智大学の根本敬先生にも9月からオブザーバーとして入っていただく予定にしております。

また、本会議には、事務局として、内閣官房のほか、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省が出席しております。

それでは、まず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。事務局から確認をお願いします。

○中川参事官 難民対策連絡調整会議幹事会で議長をしております中川と申します。よろしく願いいたします。それでは、座って御説明させていただきます。

資料1が、本日の議事次第、配付資料一覧でございます。

資料2は、本有識者会議の構成員名簿でございます。

資料3が、運営要領及びスケジュールでございます。

資料4が、これまでの難民対策連絡調整会議決定等をつづったものでございます。

資料5が、UNHCR作成の資料です。

資料6が、IOM作成の資料でございます。

これらの資料につきましては、今後の会議におきましても机上配付資料といたしましてお手元の方に置かせていただきますので、適宜、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○岩沢座長 それでは、資料4に「第三国定住に関する有識者会議の開催について」という平成24年3月29日付の決定がございます。その中で、「有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、難民対策連絡調整会議幹事会において定める」とされております。

そこで、資料3をご覧ください。幹事会において、本会議の運営要領について協議の上、策定されたものが、この資料3の運営要領です。

それでは、事務局からこの運営要領の説明をお願いします。

○中川参事官 まず、先ほどの調整会議決定に基づきまして、幹事会の方で、この会議の運営につきまして3点ほど検討いたしました。

まず1点目としましては、この1にあります会議の公開・非公開でございますが、今回の第三国定住制度の検討に当たりましては、現に我が国に受入れた難民の方々の生活状況等に議論が及ぶ可能性が高く、プライバシーに配慮する必要があること。更に、委員の皆様様の自由闊達な御議論をしていただきたいという観点から、会議自体は非公開とした上で、その内容につきましては、プライバシーに配慮の上、できるだけ詳細な議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公表することが望ましいと考えました。

2点目としまして、配付資料につきましても、難民の方々を始めとした個人情報等に関する資料を除きまして、原則として議事要旨とともに公表することが望ましいと考えております。

3点目としまして、本日お集まりのオブザーバーの方々ですけれども、形式的ではありますが、御発言の際には、その都度、座長の承認を得て発言していただくことがよいだろ

うと考えました。

それ以外の点につきましては、座長においてお定めいただくということでございます。

以上、僭越ではございますが、幹事会の方で決めさせていただいた内容でございます。

○岩沢座長 ただいまの運営要領について、座長の私としても特段の異論はありません。

また、資料につきましては、ただいまの説明にありましたように、難民の個人情報が含まれたものもございますことから、その取扱いには十分御注意いただきますよう、私からもよろしくお願いいたします。

何か、この点について御意見・御質問はありますでしょうか。

どうぞ。

○池上委員 1点目のところなのですけれども、議事要旨を作成ということなので、一言一句の記録ではないという理解でよろしいですね。

○中川参事官 はい。そういう意味では、議事録ではございません。

○池上委員 それから、この構成員のメンバーには、一言一句の議事録のようなものは配付されますか。

○中川参事官 構成員の方々にということですか。

○池上委員 はい。しばしば、構成員及び関係省庁の方には一言一句、全部入ったものが配付されて、ホームページ上には要旨が掲載されるというパターンもあるものですから、どういうことを想定されておられるか、確認したいと思いました。

○中川参事官 あくまでこちらが作成するのは議事要旨でございますので、議事録を作成することはありませんので、先生方にもそれを配付するということは予定してございません。

ただ、発言内容につきましては御確認いただく必要がございますので、勿論、事前に案の段階で皆様にお配りして、ご覧いただくということはしようと思っておりますが、でき上がったものは少なくとも議事要旨ということになりますので、そういうふうに理解していただければと思います。

○岩沢座長 よろしいでしょうか。

○池上委員 結構です。お願いします。

○岩沢座長 石井委員、どうぞ。

○石井委員 関連なのですけれども、私、個人的にはどちらかといいますと、いろいろ、今、私たちも NGO とか市民社会団体の中でのネットワークのようなものもやっているのですが、ある程度、私がここに出ていることはお話ししているのです。それで、どんなようなものなのかというようなことというのがなかなか、ちゃんと議論した上で、私としては、特に難民の方自身もそうなのですけれども、お付き合いのある方々で当事者に近いような方々、例えば支援策と一緒に今後練っていくような方々とは、ある程度の内容のシェアをして、むしろその意見を吸い上げてきて、この場に出すべきものであると自分では認識しています。



そういう中でどこまで、例えば月に1回ぐらい開かれていますというようなところは言っているのかどうかとか、若干その辺で全く出てくるものがどの程度の要旨になるのかは今のところまだわからないのであれなのですけれども、そういう部分で私が発信して、また逆にそれを受け取ってお話をするようなところがあっているのかどうか。まるっきり無関係の人とかメディアの方とかというつもりは毛頭ないのですけれども、個人の資格で参加していることは十分承知しているのですが、特に支援団体間のネットワークがある中では大事にしたいところかなとは思っています。

○岩沢座長 どうぞ。特に、ホームページの公表がどのぐらいのタイミングで可能かどうかも含めてお願いします。

○中川参事官 基本的には皆様の御発言については、プライバシーへの配慮をした上で皆さんの方に照会したいと思っています。ですから、できるだけ早くとしか言えないのですけれども、勿論、次回の会議の前までには公表できるようにしようと思っています。

それと、先ほどの中での御議論で、恐らくいろんな御意見を提示されるためのいろんな意見交換とか議論をされる、そのときに、この中でこういう議論が出たということにつきましては、それは信頼関係といいますか、その中でお話しいただければそれは結構かと思えますけれども、私どもの方として、こういう議論があったということを公式なものとして残るのはあくまで議事要旨であるということを御理解いただければ、その範囲でお話をいただければ結構かと思っております。

○石井委員 例えば有識者会議のスケジュールという、この2枚紙などは、ある程度、公表されるものなのですか。

○中川参事官 はい。これは公表資料であると思っております。

○岩沢座長 よろしいでしょうか。

それでは、今、御質問のあった今後の予定について、これは事務局と私・座長の間で調整の上で、それから、メールで皆さんの御意見もお伺いしつつ作成したものですけれども、事務局の方から詳細な説明をしていただきます。

○中川参事官 お手元の資料3の次のページにスケジュールを付けてございます。

先ほどのあいさつにありましたとおり、年内はこの第三国定住制度に関する制度全体の実施状況についてのインプットを行っていただければどうかということで、7回目までのスケジュールを組んであります。

本日と2回目は、第三国定住制度の現状や諸外国における第三国定住支援の現状等につきまして関係機関からの説明を受けた後に、3回目は第1陣の難民が生活しております三重県鈴鹿市での現地視察、8月はお休みにさせていただいて、9月はこれまでの難民受入制度の経過と、我が国が本格的な難民受入を始めることとなりましたインドシナ難民の受入れについてのヒアリング、10月は、第2陣の難民が生活しております埼玉県三郷市の現地視察、11月は、我が国で既に定住していらっしゃる難民の方々や難民支援団体等からのヒアリング、12月は、今年9月に来日予定の第3陣難民の方を受ける予定になっております

RHQ 支援センターでの視察ということを考えております。

ただ、このスケジュール自体は各回によって大まかに組んだものでございますので、委員の皆様から御要望・御提案いただければ適宜追加する予定でございます。

年明けの日程につきましては今後調整させていただきたいと考えておりますが、第三国定住制度に関する論点整理を行った上で各論点についての協議を進めていただいて、先ほどのあいさつにありましたとおり、来年の半ばを目途に意見をまとめていく方向で進めていただければと考えております。

以上でございます。

○岩沢座長 よろしいでしょうか。

それでは、配付資料の 1 番の議事次第で言いますと、今のところまでが「1 開会」ということで、これから「2 議題」の（1）に入っていきたいと思います。

まず、内閣官房から、平成 24 年 3 月 29 日付けの難民対策連絡調整会議の決定について、御説明をお願いします。

○中川参事官 引き続きまして、私の方から今回の第三国定住の、平成 24 年 3 月 29 日付けの難民対策連絡調整会議決定に至った経過等につきまして、簡単に説明させていただきます。お手元の資料 4 をご覧ください。

まず、そもそも、この難民対策連絡調整会議は、平成 14 年 8 月 7 日付けの閣議了解に基づきまして設置されたものでございます。

これは、平成 15 年 3 月 14 日付けの閣議了解にありますとおり、昭和 55 年の閣議了解に基づいて開始しましたインドシナ難民の受入事業が一定の収束を見たことから、前身であるインドシナ難民対策連絡調整会議を引継ぐ形で、入国管理法の第 61 条の 2 第 1 項の、いわゆる条約難民に対する定住支援等について必要な検討を行うために設けられたものでございます。

その後、我が国にも第三国定住による難民の受入れの要望がなされるようになりましたことから、平成 20 年 12 月 16 日付けの閣議了解及び同日付けの調整会議決定に基づきまして、3 年間のパイロットケースとしての第三国定住による難民の受入れを平成 22 年度から開始いたしました。

そして、今後の受入れ体制等につきましては、平成 20 年 12 月 19 日付け調整会議決定の中にあります、第 1 の 2（1）（2）にありますとおり、これまでのパイロットケースの実施状況を検証しつつ、連絡調整会議において決定することとされました。

そこで、調整会議のもとに置かれました幹事会におきまして、約 1 年かけて定着状況等を調査・検証した上で、その概要を作成いたしました。

このような検証作業を踏まえまして、調整会議において第三国定住事業の意義自体は国際的にも一定の評価を得ていると認められるものの、現時点での第 1 陣の定着状況のみで事業全体を評価するのは時期尚早であり、必要な改善を行いつつ、その改善効果を検証するためにもパイロットケースの継続が必要である。また、より多くの候補者を確保するた

めにも、第3陣から対象キャンプを拡大した上で、2年間のパイロットケースの受け入れの延長をするとともに、今後の方針作成のためにこの有識者会議を開催するということを調整会議で決定したという次第でございます。

そして、調整会議において、平成20年12月の調整会議決定を一部改正しました。これについて、平成24年3月29日付け一部改正の難民対策連絡調整会議決定をご覧ください。主な改正点を申し上げますと、1枚目の第1の1の(1)の部分で、当初の平成20年のものは3年連続となっていたものを5年連続というふうに改正しました。次に、第1の1の(2)において、対象キャンプをメーラ・キャンプ以外に、ヌポ・キャンプとウンピナム・キャンプ、この二つを追加してあります。

その下に、「3 パイロットケースにおける広報活動」という点でございますけれども、この広報活動を行うということを追加しております。

次に、3ページ目の「3 第三国定住難民定住支援施設退所後の定住支援等」。これはいわゆる RHQ 支援センター退所後の定住支援ですけれども、(1)で退所後6か月間における定住支援という点がございます。その中のア～エとありますが、「イ 日本語学習に対する支援」ということで、センター退所後の日本語学習に対する支援の部分を今回強化するというで改正いたしました。その後ろに、「エ 地域定住支援員による支援」というものがございます。これは定住先における地域定住支援員による支援をこのたび追加した部分でございます。

そして、4ページ目の同じく「(2) 上記6か月経過後の定住支援」におきましても、日本語学習や生活支援の充実を図るということで、以上のような点を改正してあります。

幹事会の検証作業ですけれども、3月末の調整会議決定を受けて一区切りしたわけですが、定着状況につきましては半年ごとの調査を引き続き行っていくということになっていきます。そこで幹事会におきましては、引き続き受入実施状況についての情報共有と検証作業を行うこととしておりますので、その状況につきましても適宜、こちらの有識者会議の方に御報告したいと考えています。

私からは以上です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

何か御質問はございますか。

特にならうでしたら、続きまして議事次第の(2)に入っていきたいと思います。UNHCRのダニエル・アルカルオブザーバーから、第三国定住制度の現状について、御説明いただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○アルカルオブザーバー 皆様、この機会を頂戴しまして、ありがとうございます。

まず、一言コメントさせていただきたいのですが、私、着任してから5年になりますけれども、この会合、この日は私にとって非常に大きな意味を持っております。2007年に第三国定住に関する協議を政府と始めてから、私は幾たびも第三国定住の選考及び難民の社

会統合に関する協議を行う目的で、このような委員会を立ち上げることが必要なのではないかということを政府と協議してまいりました。ですので、私が離任する前にこのような委員会を立ち上げられた政府の皆様、この連絡調整会議に入られている 13 省庁の皆様、特に法務省、外務省、そして内閣官房の皆様に深く御礼を申し上げたいと思います。勿論、そういう意味合いを持っていないということは十分承知なのですが、私の夢の中では、これは私に対する贈り物であるという理解をさせていただきたいと思います。

あまりお時間もありませんので、簡単にもう一言だけ、特にここで御礼を申し上げたい方がおられます。13 省庁の皆様も勿論です。そして、特に中川大臣は第三国定住に関することに関して多大な御支援をいただきました。関係されている皆様、UNHCR を含めて後ろから押していただいて、議論というものを前に進めてくださったと思います。

本日のこのプレゼンテーションが、今後継続して続けられていく私ども UNHCR と皆様との協力体制の第一歩であるということを望んでおります。この有識者会議の皆様におかれましては、個人としても、そして委員会としても、いつでもお声がけをいただければ、私どもの方でできる限りの協力をさせていただきたいと考えております。他国におけるよい事例とか、悪い事例も含めて、そういった情報を皆様と共有をさせていただければと思います。

一言、ここでお詫び申し上げたいのは、私の後任の小尾の方で、本日皆様と御一緒させていただく予定があったのですが、急用が入りまして、参加できなくなりました。申し訳ございません。

皆様のお手元の方に私どもの資料を配らせていただきました。

プレゼンテーションの表書きにもございますように、本日の私のプレゼンテーションの内容は「第三国定住と社会統合」でございます。こういった題にさせていただいた目的の一つに、この二つの言葉の違いを説明させていただくことがあります。

皆様のお手元の方に配らせていただいております、この緑の冊子なのですが、これは私どもの方で発行させていただいております、第三国定住難民の社会統合に関するハンドブックでございます。これのほかに、第三国定住に関するハンドブックというものも私どもで発行させていただいているのですけれども、人気がありまして、日本において用意させていただいておりましたコピーの方がすべて配布済みとなってしまいました。私どものホームページの方から PDF 版がダウンロードしていただけますので、是非ご覧いただければと思います。もしプリントされたもの、ハードコピーの方が御入り用でしたら、お声がけくだされば本部の方から取り寄せて、皆様のお手元の方にお届けしたいと思います。

本日のスライドなのですが、初めの 7 ページについては主に第三国定住について触れています。ですので、ここの部分については少し足早に説明させていただきまして、皆様、この有識者会合の主なマנדートであります社会統合について少し時間のウェートをかけさせていただければと思っております。その後も質疑応答の時間をいただいているというふうに理解しておりますので、もし御質問等がございましたら是非頂戴できればと思って

おります。

まず、一番初めに御説明させていただきたいのが第三国定住と社会統合の違いなのですが、この二つは違うことでして、難民の社会統合というプロセスは第三国定住事業に内包される一つの要素です。

まず1番のスライドなのですが、第三国定住の基本原則について触れています。

この中に書かれていることは、第三国定住というものは難民の権利ではないということ。そして、第三国定住を受入れるというのは国家の義務ではないということが書かれていまして、その第三国定住事業を実施するか、しないかというのは政府の選択、そして難民の選択の結果であります。それらの選択をコーディネーションする、調整するというのが第三国定住でございます。ですので、難民の権利ではありませんけれども、UNHCR の任務として、よき解決策として第三国定住を考えていくというのがその考え方の根底にあります。

UNHCR の任務として大きく二つ挙げられるのですが、一つは難民の保護、もう一つは難民問題の恒久的解決策を探していくということです。

2枚目のスライドに行かせていただきますけれども、難民問題の恒久的解決策と申し上げたときに、解決策というものが三つございます。この三つの解決策に優劣の順番はないのですが、適宜適切なものを提供していくという形でこれらを使っています。

ロジカルに考えますと、出身国の国情が変われば難民の皆さんは本国に帰還するというのが一番適切といえますか、難民の興味に沿った形の解決策であると考えます。しかしながら、私どもの60年間の経験から、これは必ずしもそういうケースばかりではないということがわかりました。時には、第一次庇護国における社会統合が必要なケースもあります。また、第三国に定住するということでその恒久的な解決策とするケースもあります。

ですので、難民問題の恒久的解決策と申し上げましたときに三つございます。一つ目に自発的に本国に帰還をする。二つ目に第一次庇護国において現地社会に統合していく。三つ目として、第三国に、受入れ国に再定住をしていく、この三つです。ですので、ある一人の難民が自主帰還できない状態である、もしくは一次庇護国において社会統合することができないということがわかった場合に、第三国定住の対象者として選ばれる可能性が出てくるわけですが、その条件として第三国定住の検討のための前提を満たしているということが挙げられます。それはUNHCRの難民認定を受けていることとか、恒久的解決策に関する評価がされたかどうかというようなこと、また、もう一つの条件としては、第三国定住の対象のカテゴリーに入っているかどうかということです。

今、申し上げましたのはUNHCRの選考基準ですが、これとは別に受入れ国の方で設けている選考基準というものがあまして、難民の皆さんはこれらも満たしている必要があります。本日のプレゼンテーションでは、政府の皆さんの方でも設けられている選考基準の部分には触れませんが、もし関連した御質問等がございましたら、この後の時間で頂戴できればと思います。

そして、その次のスライドですけれども、第三国定住に関する基本的注意事項を挙げさせていただきます。

次のスライドですけれども、少し統計の部分に触れさせていただきたいと思います。7つ目のスライドです。

2012年の第三国定住の必要性を持った難民の数ですけれども、17万2,000人と予想されています。表の中に見ていただきますように、アジア・環太平洋地域の難民が6万人ということで、一番大きなポピュレーションになっています。ですので、サブミッションと呼んでいますけれども、私どもが提出させていただいている難民のリストの出身元として、アジア・環太平洋地域が一番大きな地域となっています。

この数字からもお分かりいただけますように、アジアに位置する日本が第三国定住受入れ国になったということに対する UNHCR の喜びといいますか、その反応というのは、まさに難民がいるところ、一番多くの必要があるというところに位置する日本がこのような判断をしてくださったというところにあります。現在30人の受入数ということですが、将来的にはこの数が大きくなっていただければよいと考えています。

時間が押しておりますので、もしよろしければスライドの8ページ目の社会統合のページに行ってくださいと思います。

ここで私どもの方で御説明させていただきたかったのは、社会統合というのはさまざまな人にとってさまざまな意味を持っているということです。社会統合というのは、同化という言葉とは同意語ではございません。特に難民の皆さんについては、すぐに社会に統合していくということを前提としてはおりません。

難民が日本に来るときには、個々御自身の文化背景というものを持って日本にやってくるわけです。勿論、受入れ国の文化というものを難民が少しでも多く吸収するということを私どもは伸長しておりますけれども、通常、社会統合が成功しているケースというのは、コミュニティの文化をできる限り吸収して、そして御本人の本国における文化背景というものを同時に保っているケースをもって一般的には社会統合に成功しているというふうにとらえています。

難民の中で、特に支援の過程でも、その他のさまざまなサポートの過程で、積極的にそういった事業やサポートに参加をしていく難民というのは比較的、社会統合が成功しているケースが多いです。受入れのコミュニティの側からですと、横からサポートする、支援をするだけではなくて、難民の皆さんを、そのキャパシティを少しでも開発していくというアプローチをとらえているコミュニティについては社会統合のサポートが成功しているというふうに言われています。

通常、私どもの方で、社会統合には三つのフェーズがあると考えています。

第1のフェーズは、短期的な、日本に来てから比較的短い期間の間で起こることですが、中心的に提供されるのがサービスとか支援、そういったものが主になる期間です。

中期的なところでは、これは第2のステージですけれども、アシスタンスとサポートと

という言い方をしているのですが、アシスタンスは完全に支援、与えられるという状況ですけれども、サポートというのは横から支えていくというような、御本人の努力を横から支えていくという、そういった意味でサポート、アシスタンスという言い方をさせていただいていますが、この両方が存在するのが中期的、第2フェーズの部分です。

そして三つ目のフェーズ、これが長期的な期間ですけれども、ここの三つ目のフェーズではむしろサポートの部分、そして難民の皆さんが自立していく、自活していくというところを横から支えていくという、その部分が中心的になってくるフェーズです。

先ほど政府の皆様からも御説明がありましたパイロット事業のレビューですけれども、私どもとしてはこの報告書の内容に合意をしておりますし、先ほど政府の皆様もおっしゃっていましたが、結論としてありました2年間というものが短過ぎる。定住が成功しているかどうか、この事業が成功しているかどうかということを振り返るという意味では、2年間の期間というのは短過ぎるというところについても、まさにそのとおりであると思います。

特に社会統合の部分につきましては、その成果を測るのに何年も時間がかかるのが通常でございます。そういった意味では、評価をする時期というのはまだずっと先になるのではないかと考えます。また同時に、そのサンプルの数も、特に日本のおきましては小さいサンプル数というふうになっておりますので、そういった意味でも、適切な評価をする作業というのは困難になってくる部分があるかとは思いますが。

ここで私どもの方で考えておりますのは、その事業が成功しているか、否かということよりも、私たちの事業が正しい方向に向かっているかどうかというのが重要なのではないかと考えています。

第三国定住は、長い間実施している各国の例を見ていますと、特に社会統合の部分で成功している第三国定住受入れ国については、特に政府のステークホルダー以外の関係者がその事業の実施・運営に関わっている傾向があると思います。政府以外の主体がその事業に関われば関わるほど、その成功の率というのは高くなっていくのではないかと考えております。

そういった意味からも、私ども UNHCR の方で本日のこの会合は素晴らしいと考えている理由の一つに、こういった会合が、政府とともにこの第三国定住に取り組んでいく、そういった機会が設けられたということが大変うれしいニュースとなっております。政府のリーダーシップのもと、その他の関係者がこの会合に関わっていくという意味では、この事業は正しい方向に向かっていると考えられると思います。

社会統合というのは、言葉もしくは就労のみにかかわらず多面的かつ継続的なプロセスでありまして、法的、経済的、社会文化的な側面から社会に統合していき、政府やその他の主体が提供するさまざまな社会的な機会に難民がアクセスしていくことができるといったプロセスであると考えています。

本日お手元の方に配らせていただいております緑の冊子ですけれども、これは UNHCR の

ロゴが付いて、UNHCR の発行物とさせていただいておりますが、UNHCR が書いたということではなくて、これまで第三国定住を実施してきたさまざまな国の経験や関係者によってこのハンドブックというものは作られております。本日のプレゼンテーションの内容の多くはこのハンドブックの中から抜粋させていただいている部分も多くありまして、今、お手元の方にございますスライドの 10～11 の「統合の 9 つの目標」というところを見ていただきたいのですけれども、このハンドブックの中にはこの 9 つの目標を達成するためのさまざまな手法というものが含まれております。

本日すべてに触れさせていただくことは時間の関係でできないのですけれども、この 9 つの目標というものを難民がもし達成することができれば、その達成というのは難民の方たちが皆、御自身の人生といいますか、生活の場をもう一度再構築できたということが言えるというふうに考えております。また、難民の皆さんが生活を再構築できたというような状況というのは、つまり日本がその方の人権を守る国、その方を保護する、サロゲートという言葉を使っていますけれども、代替の国、主体、政府になったということが言える状態であると考えています。

次の 3 枚のスライドは、これまでのよい実務例、実施例を挙げさせていただいておりますが、この 3 件はともに、ボランティアがどのように関わっていけるのかという部分にフォーカスを置いて挙げさせていただいたよい実務例でございます。

アメリカの場合には、いわゆるメンターと言われます、リーダーといいますか、指導者といいますか、横からサポートをする方たちが任命されて、難民をサポートしていく。ニュージーランドの場合には、自治体のようなコミュニティがサポートをしていく形の実務例。オーストラリアにおいては、難民たちが主体的に、難民たちによって構成される NGO によって実施されるサポートの実務例を挙げさせていただいております。

これら以外に、数多くのよい実務例がこちらの緑のハンドブックの方に含まれておりますので、是非ご覧いただければと思います。また、御入り用がありましたら、より具体的、より詳細な実務例というものも共有させていただきますので、御質問いただければと思います。

最後のスライドで、「これからの方向性」というページがあるのでありますが、ここが一番重要な部分だと思っておりますので、少し数分かけて、このページについて皆様に御説明させていただきますと思います。

政府の同僚の皆様、NGO の同僚の皆様、恐らく私がこれまで何度か申し上げておりますので、私どもが申し上げているのを聞かれたことがあるかもしれませんが、難民がこの事業に参加していくというのが非常に重要なポイントであると考えています。

皆様に私どもの方から一つお願いがございます。座長、そして有識者会議の皆様、難民の皆さんの声に耳を傾け、そして難民の皆さんをこのプロセスの中に取り込んでいく、その重要性をまた頭に置いておいていただいて、機会があれば是非提供していただきたいと思っております。私ども、皆様、そして政府の皆様、難民関連についてはエキスパートと呼ばれ



ていると思いますけれども、難民の皆様というのは自分の人生の一部として難民の体験というものをしているわけです。そういう意味からも、一番よいアドバイスをできる立場にいると思いますので、難民の皆様をこのプロセスの中に是非取り込んでいき、彼・彼女らの声に耳を傾けていくような機会を作っていただければというふうに考えております。

日本の第三国定住事業、定住支援の事業の初めの導入の部分、第1期の部分というのはとても強い事業であると考えています。しかしながら中長期的な部分、初めの導入以降の部分、難民の皆さんが自立をしていく、独り立ちをしていく過程の部分については少し弱さが残っているのではないかと思います。彼・彼女らをサポートするプロセスにかかる費用というのは、すべて政府によって負担をされる必要があるわけではないというふうに考えています。日本のように、経済的な意味だけではなく、さまざまな意味から裕福な国において、金銭的に政府の予算を捻出して行う支援だけではなくて、例えば地方自治体とか市区町村などが既に持っているような事業、もしくはその他の主体が既に持っているような事業を政府の事業とつなげていき、それらを有効的に使っていくということで、その事業の有効性というのがより一層強くなっていくのではないかと考えています。特に中期的・長期的な部分では、このことが顕著に言えるのではないのでしょうか。

市民の皆様に対しては、その関連の情報というのが適宜公開される必要があると思います。市民の皆様の介入なしに実効的な難民の社会統合というのは達成されないというふうに考えますので、そういった意味からも新たな情報というのは常に適宜公表していく必要があると思います。現況、問題があったときだけ、市民というのはその情報を共有されるわけです。日本における統合支援の事業というのは、さまざまなよいニュースがあり、よい出来事があると思いますので、こういったよい側面というのも市民と共有していく必要があると考えています。

それから、この有識者会合のマンデートの一つにはなっていないという認識ではありますが、もう一つ重要な点として挙げさせていただきたいのが、リンケージという言葉を使いましたが、難民の皆様、そしてその他のさまざまな主体をつなげていく作業をする主体が必要である。それは官房の皆様、もしくは政府の皆様、NGOの皆様、どちらの方になるかはわかりませんが、どんな方でもいいと思います。これら、私が今、申し上げたような主体をつなげていく作業というのが必要で、それをつなげる主体というのが、その役割を担う主体というのが必要であると考えています。パートナーシップというのが非常に重要で、それは友人関係であれ、雇用・被雇用者の関係であれ、一般の日本の皆様と難民の皆さんがつながっていくということは非常に重要です。このつながり、リンクというのが強ければ強いほど、社会統合の成功というのは達成できるのではないかと考えています。

座長にこのような発表の機会を頂戴できたことを御礼申し上げます。

申し訳ございません。少し時間が過ぎてしまいましたけれども、皆様、もし御質問等がございましたら、頂戴できればと思います。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様、御質問あるいは御意見はありますでしょうか。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 今、難民の人たちのサポートというのは、まず難民の人たちの主体性を大事にしていくということをおっしゃって、そのとおりだと思うのですが、プログラムを考える場合に、やはり難民の人たちが特別な人ではなくて、例えば日本の場合、日本の社会にどういうふうに、私たちが難民の人たちを保護するのではなく、彼らがどのように自立していくことができるか、彼らが持っている特性をどう生かすことができるかということを考えていく上でも、やはり当人たちの考え方を聞く機会が必要ではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○アルカルオブザーバー おっしゃるとおりだと思います。私ども UNHCR の方でサポートさせていただいて、数年前に難民の自助グループを立ち上げてもらったのですが、日本においては、庇護申請者の方への支援というのは非常に数量的にも多いものがあるのですが、それに対して、既に認定されて、この日本に長期的に在留していく難民の方については、その支援もしくはサポートというのはそれほど多くないというふうに考えています。

そういった意味からも、難民の皆さんが団結をして、自分たちで自分たちを支えていくという努力をするというのは非常に重要になってきますので、UNHCR としては FRJ、なんみんフォーラムの皆さん、そして RCCJ、難民連携委員会の皆さんと御一緒させていただきまして、難民の自助努力のプロセスをサポートさせていただいております。その難民の自助努力のグループが強ければ強いほど、社会統合は達成されと考えています。

○岩沢座長 ほかに御意見・御質問はありますでしょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 ダニエルさん、これが最後みたいなので、基本的なことをお聞きしたいのですが、今、第三国定住の人たちをどうやって選考しているのか、私はわかりませんが、例えば UNHCR が現地でいろんな推薦を受けて、あるいは申請を受けて、選考して、日本の基準に合った人を選んで日本に推薦するというような逆の方向というのは UNHCR としてはあり得ないのですか。あるいは考えられないのですか。教えてください。

○アルカルオブザーバー すみません、その逆の方向というのはどういう意味なのか、もう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

○山田委員 現在は知らないのですが、ミャンマーとタイ国境の UNHCR の事務所の方のお話によりますと、受入れは日本がやることであって、基準を示して選考していくのだ。つまり、UNHCR というのは選考とか推薦はしないというふうなことを聞いたものですから、それが事実かどうか。3 年か 4 年前の話なので、その後どうなっているのかを知りたいのです。

○アルカルオブザーバー 個々の第三国定住事業というのはすべて違う特性を持っていま

す。今、おっしゃってくださったのは一次庇護国における選考の過程ですけれども、私どもの方でさせていただくすべての選考過程において、私どもは難民をアイデンティファイする際に、政府の方で持っている選考基準を頭に置いて対象となり得る難民を探していくわけです。しかしながら、最終的な判断というのは政府によってなされます。UNHCR であることはありません。

その選考基準というのはさまざまな選考基準があります。特に一つ例を挙げさせていただきますと、アメリカの選考基準というのは日本の選考基準とは違います。その違いの中に内包されることのひとつとして、UNHCR が認定した難民ということではなくて、アメリカ政府が認定した難民を対象としているということもその選考基準の中には含まれています。

ですので、国によっては UNHCR が提出した難民のリスト、その総数のうち、実際に受入れるとする難民の数、これは認定すると言ってはいいませんが、受入許可数の許可率の高さが国によってまちまちです。私は以前、オーストラリアに再定住の目的で難民のリストを提出したことがありますけれども、オーストラリアの場合には 85～90% の率で受入れの許可をしました。ですので、ここで私が申し上げられるのは、選考基準が緩ければ緩いほどよりよい事業になるのではないかということとも言えると思います。しかしながら、UNHCR としましては、政府が最終的な判断をするというのは私どもにとって好ましいことではありません。

○山田委員 そのとおりで、政府が決めるのですけれども、要するに流れを、こちらから行って、向こうでインタビューしているのではなくて、そちらから推薦された人の中から選ぶというような方法があるのかなと、知りたかったのです。

もう一つは、UNHCR と一緒ですけれども、現地の事務所というのは現地のキャンプの中の難民の意向というのは一番よく知っていると思うのですよ。同じように、現地にいる NGO のグループというのはかなり内情に詳しいでしょうし、アメリカに行きたい人が多いのでしようけれども、中には本当に日本に行きたいという人を知ることでもあると思うのですが、その NGO がある程度選考を任せるのではないけれども、何か推薦させるとか、そういったことというのはおかしいことなのですか。そういうことがあってもいいのですか。

○アルカルオブザーバー おっしゃるとおりです。そういったことは可能であると思います。冒頭申し上げましたが、個々の国が実施する第三国定住事業すべて、その特徴というのは違います。

例として、私がトルコで働いていたときのことを紹介させていただきたいのですが、トルコの南東部で勤務していた時なのですが、アメリカ大使館から電話連絡が入りました。この大使館の職員は、ある NGO が大使館に対して推薦した、ある特定の一家族に対して興味を持っていました。その大使館は、私ども UNHCR がアメリカ政府に対して提出する難民のリストにこの家族を含めるよう要請をしましたが、この難民の家族というのは私どもの UNHCR の選考基準には当てはまらない方でした。UNHCR としては最終的に、その家族に関する背景情報というものを大使館と共有しました。その結果、アメリカ政府は独自の事業と

して、この一家族をアメリカに再定住させました。

アメリカやカナダのような国は、第三国定住する難民に二つの入り口を設けています。一つは UNHCR を通じて入国される第三国定住の在り方、もう一つは自国の政府が主体になって受入れる第三国定住の受入れ方、この二つがあります。ニュージーランドの場合には、UNHCR によって推薦される者のみ第三国定住の対象としています。オーストラリアの場合には、オーストラリアの法律に沿って、その者が難民と判断される場合については UNHCR の事業を通じてのみ第三国定住させていますけれども、それ以外の者については、必要があれば人道的な配慮によって、人道的なプログラムを通じて、その関係の者を第三国定住させています。

日本においては、UNHCR の方で難民として認めていない方も多くインドシナ難民として日本にやってきたというふうに認識しております。

○山田委員 ありがとうございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

すみません、時間の関係もありますので、「3 意見交換」の方に入っていきたいと思えます。もし、まだ UNHCR のアルカルさんに質問がある方はそちらで質問していただいても結構かと思えます。

この「3 意見交換」の枠内で、まず冒頭にオブザーバーの IOM から資料をいただいておりますので5分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○橋本オブザーバー 座長、ありがとうございます。

簡単に資料の説明だけさせていただきます。

「IOM における難民の第三国定住関連活動」、「IOM による難民の第三国定住支援」については、次回に御説明させていただけると思えますので、簡単な事前配付ということでございます。

「LINKING-IN EU RESETTLEMENT March2012」、「LINKING-IN EU RESETTLEMENT Noember2011」につきましては、現在 UNHCR、ICMC という大規模な第三国定住に関する国際 NGO でございますけれども、そちらと、弊機関（国際移住機関）が3者共同で、EU 諸国における第三国定住難民の定住施策について主に EU 諸国内で共有する、そういった会議でございます。それが特に最終的なまとめとして、来週（5月）14～15日にブリュッセルの方で開かれます。これには内閣官房の方が御出席いただけるというふうに認識しておりますけれども、こちらについて、私どもで共催者の一つとしてできる限り、EU 諸国でどのような定住施策が行われているのかについて、この有識者会議の中でいつか御報告させていただければと思っております。

「2009年2月外務省・IOM 共催 難民の第三国定住に関するシンポジウム、バックグラウンド・ペーパー（英国、フィンランド、米国における難民の第三国定住、英語版）」については、2009年2月に外務省総合外交政策局人権人道課様と共催させていただいた、難民の第三国定住に関するシンポジウムで私どもが配付させていただいたバックグラウン

ドペーパーでございます。これについてはフィンランド、英国、アメリカ合衆国の第三国定住難民の経験を書いております。申し訳ございません、こちらはすべて英語になっておりますが、これの日本語版については、できるだけ可及的速やかにこちらで作成いたしまして、皆様に配付させていただきたいと思っております。

「M-net 2009 12月号 『始まる！第三国定住』」については、NGOの方々が主催していらっしゃるMネットという冊子において、僭越でございますけれども、国際移住機関の職員として2009年に私が書かせていただいたものです。特に「成功へ向けた提言」というところもございますが、そのうちの一つ、官民横断型のタスクフォースについては、まさにこの有識者会議がタスクフォースでございますので、もう実施されているということかと思えます。

最後に、「日本におけるベトナム難民定住者（女性）についての適応調査報告書」については、大森委員からも御発表がありましたけれども、過去の経験に学ぶということで、こちらも外務省様から委託金をいただきまして、日本におけるベトナム難民女性の適応調査をさせていただいた、その結果報告書でございます。

以上でございます。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

予定の時間は過ぎてしまったのですが、せっかくの機会ですので、若干でも意見の交換ができたかと思います。よろしいでしょうか。

説明のどの点でも結構ですし、説明以外の点、あるいはこの有識者会議の進め方等、何でも結構ですので、御発言をお願いします。

それでは、まず池上委員からどうぞ。

○池上委員 池上です。

本当に昨日、三つの難民キャンプを回って帰ってきたばかりのことで、伝えたいことはたくさんあるのですが、6月くらいから第3陣の選考に入るというタイミングに先駆けて、今、この場で是非お伝えしたいことを申し上げたいと思います。

実際に入ってみますと、彼らの生活の中で、日本の生活に関する情報というものが驚くほどないので、是非日本での生活がどんなふうになるのかという具体的なイメージを持てるような広報ツールをそれこそ速やかに充実するといいなと感じました。それは先ほど事務局からのお話の中でも、広報活動、情報を周知するというのが力点を置かれましたので、私としてはFAQ、Frequently Asked Question集をつくることを提案いたします。

これについては、実はヌポ・キャンプでキャンプリーダーを含む4人のキャンプのメンバーと意見交換をした際に、私がFAQはどうだろうかと言いますと、是非欲しいという意見をもらいました。そのときに、先ほどアルカルさんからも御指摘があったように、実際、もう既に日本に来ている難民の皆さんにもヒアリングをして、来る前にどんな情報が欲しかったかということも入れるといいだろうと思っております。

また、さまざまな支援に関わっておられるRHQの皆さんとか、これまでの御経験のある

この委員会のメンバーの皆さんからも、こういう情報を是非伝えたらいいだろうという意見を募るといいだろう。英語で作れば、あとはそこからカレン語に翻訳するというのは比較的向こうでも技術的にはできることだと私は考えています。

一方で、もし可能であれば、やはりビジュアル資料も併せてあるとよいと伺いました。これは字を読めない人もいるということが前提になります。ビジュアル資料ですべて網羅するのは難しいのですが、書かれたものとビジュアル資料の両方を作成すれば、それをそれこそ UNHCR の、先方の事務所のスタッフなどが作って下さったり、あるいはキャンプ内に日本の NGO が作っている図書館などがあるものですから、そこで見ることもできます。

御存じの方は、ヌポ・キャンプは電気がないのに、そういうものが見られるはずはないではないかとおっしゃるかもしれませんが、実は電気がないところにジェネレーターを使って、皆さんは DVD プレーヤーから、スピーカーから、携帯電話から、ラップトップコンピュータからお持ちです。そういう状況の中ですので、ネガティブフィードバックも当然入ってくるのです。聞いてみますと、アメリカに行った人、オーストラリアに行った人、フィンランドやノルウェーに行った人と直接、携帯電話で話をしていますので、私としてはいいことも悪いことも両方伝えた方がいいだろうと思います。

今のところ、私たちが行ってやったキャンペーンではとてもいい話しかしていませんので、そうなりますと、携帯電話でネガティブな情報が入ってきますと、やはりあんないいことばかり言っているけれども、どうも眉唾だなというふうに思われる可能性があります。ですから、こちらの側から、実際に最初はこんな生活ですとか、こういう苦労もありますけれども、その先にこんな生活が望まれるというふうな、バランスのとれた情報提供をするというのかなと思いました。

もう少しだけ言わせてください。

キャンプの人たちと話をしていて出てきた話は、日本政府側の言わば条件のことです。先ほどの山田委員の話と密接に結び付くのですが、これは非常に微妙な問題であるということとは私も十分承知をしています。なぜカレンだけなのだという質問が多々寄せられました。これについては TBBC、Thailand Burmese Border Consortium というところのホームページ上にデータが載ってまして、現在受入れをしているメーラ・キャンプというところではカレンが 97% と圧倒的多数を占めるのですが、今度拡大するウンピナムについてはカレンが 90%、更にヌポについてはカレンの割合はもうちょっと減って 84% になるのです。通訳等の技術的な、プラクティカルリーゼンというのでしょうか、実際的な問題があることはわかりますが、カレンに限定するということについてどうしてもっと広げないのだというのはありません。

それから単身者で、特に若者です。非常に熱心な若者たちにたくさん会いました。物すごく流暢な英語で直接やりとりする若者にも会いましたし、自学自習で実用レベルの日本語をもう身につけている難民の青年もいました。そういった人たちにチャンスを与えると

いうのも今後検討される必要があるのかなと私は思っております。

もう一つ、これはとても大きな問題になるのですが、障害を持った人はどうしてだめなのだという意見もありました。御存じのように、難民たちは戦乱の中、あるいは、特にカレンの場合であれば地雷原を生き抜いた人たちですので、例えばヌポというところのキャンプリーダーは左腕のひじから先がありませんけれども、2万人ぐらいのキャンプをまとめ上げるリーダーをやっているのです。当然、障害があっても働けるわけですし、夫婦で来た場合には、家計の全体で見ればそれなりの生活ができる収入が得られるのかもしれませんが。

パイロットケースの中で、今後受入れの基準について、是非広く議論したいと思って、今は問題提起にとどめておきます。ありがとうございました。

○岩沢座長 貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○宮澤オブザーバー UNHCR 法務部の宮澤でございます。

私も、池上先生がキャンプの方に行かれる1週間前に、この三つのキャンプの方を訪問させていただきまして、インフォメーションキャンペーン、日本の第三国定住事業についてプロモーションをさせていただきました。その中で先生がおっしゃってくださったこととほぼ同じ印象を私も持ちました。

メーラ・キャンプについては、カレン族の方々がそのほとんどを占めていますので、私どもの方で難民の皆さんに対してプロモーションをする意味でも対象というものがほぼカレンの皆様だったのですが、その際に問題として上がってきたのが庇護申請者、要は難民として登録をされていない方がキャンプのポピュレーションの約半分ぐらいを占めているということが一つ見えてきました。それに対して、ヌポとウンピナムについては、先生もおっしゃってくださったとおり、カレン族以外の、特にビルマ族の方から、日本の第三国定住事業に対する強い興味というものが聞かれまして、なぜその対象になっていないのかというお話を伺いました。

そこで、特に先ほど池上先生がおっしゃっていたキャンプコミュニティのリーダーの方もおっしゃっていたのですが、キャンプコミュニティとしてはどうしても日本の事業がカレン族だけを対象にしているということはなかなか言いづらい。といいますのは、キャンプの中のポピュレーションの一部がそれ以外の方たちですので、委員会として日本の事業をプロモートしてしまうとほかの民族から反発が来てしまう。私たちのインテグリティというものが問題視されてしまうので、カレン族を対象に情報の共有というのはしたくないということをおっしゃっていました。

同時に、彼らがそのときに使っている、もしくは今後一層使っていきたいと言っていたのがDVDのインフォメーションです。先ほど池上先生も、動画で情報共有をしたらいいということをおっしゃってくださいました。これは非常に有効であると思います。難民の皆

さんは読み書きができない方が多くおられるという印象がありましたので、特に写真・動画、こういったものは難民の皆さんを対象に情報を共有するツールとしては非常に有効なのではないかと考えています。

RHQ さんの方で作成された DVD、そして私ども UNHCR の方で作成させていただいた DVD というのは現地のコミュニティにも共有させていただいているのですが、特に先ほど池上先生の方でおっしゃってくださったような一般の生活についての情報というのは、まだ取り込んでいけるような余地があると思います。私がキャンプの方にお伺いしたときに初めにコメントしたのが、カレン族の皆さんが床に座ってお話をする部分についてまず触れさせていただきました。日本でも低い卓袱台みたいなものを使って、床に座ってしゃべる習慣もまだ残っているのだというところから始めました。それを聞いて、皆さん非常に驚くのです。それぐらい、日本に関する生活のこととか社会に関する情報というのはまだ共有できる余地があると思います。

今は、先ほどの図書館プロジェクトの、図書館の壁のところに日本に関する事業、そして政府の方で作ってくださった第三国定住事業に関するチラシというものは常時掲示されてはいるのですけれども、一層そういったものをキャンプの中で配布していくというのは必要だと思いますし、また、難民の皆さんは日本人が現地に行って話をする。日本人というのはこういう感じなのだということから始めますと、やはりインパクトが大分違うという印象があります。勿論、私どもの現地の職員も行ってお話をしておりますし、日本大使館の皆さんもいて、お話をしてくださっているのですが、やはり日本の顔が見えるというのはまた違うインパクトがあるという印象がありました。

すみません、少しお時間をいただいてしまいました、また機会がありましたら詳細の部分共有させていただきたいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 座長あるいは中川参事官にお聞きしたいのですが、今みたいなそういう御意見というのは非常に貴重で、私もいろいろな情報だと思っていますが、この会議が一体どこまでを目的に、例えばどういう結論を導こうとしているのか、どの範囲が入っているのか、私、認識不足でわかっていないのですが、要するにこのいろんないただいた資料を見ていると、これまでの連絡調整会議では、既に改善点や課題も出しているようですし、かなり突っ込んだ話はなされていると思うのです。

それでは、この有識者会議というのは一体どこまでを範囲として、どういうことを求められているのか、もう一度おさらいの形で教えていただきたいと思うのです。要するに、情報をただ交換しているだけではのんびんだらりと同じで、現地へ行って視察してもまとまらないような気がしますので、恐縮ですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○岩沢座長 それでは、マンデートの件で、お願いします。



○中川参事官 私の方から、この会議をそもそも立ち上げるということにつきましては、やはりこれまでパイロットケースということで、まだ若干、第1陣、第2陣を受入れたばかりでございますので、プログラム自体が第2陣に向けて、いろいろ改善はしておりますけれども、これですべてであるというふうには全く認識しておりません。今は少なくとも、できることについての改善を加えたという限りでございます。

ただ、これは今、あくまでパイロットとして受入れているということでの改善でありますけれども、将来的には、あと2年間パイロットを延長しますけれども、その後どうするのかということが実はこの有識者会議の一番大きなテーマでございます。その意味で今は、まずは様々な情報をとにかく入れていただいて、色々な問題点も含めて、皆さんで情報共有していただきながら、出口としましては、年明けぐらいからその論点を詰めて、整理して、それぞれ一つずつ議論をしていこうと思っております。

いずれの段階かで、ある程度、事務局から考えられる論点というものをお示した上で、また御提案いただきながら詰めていこうと思っておりますが、大きな点でいきますと、先ほど山田委員からもお話がありましたように、まず選考の入り口の過程をどうするかということが大きくございます。既にありましたように、いろいろ日本政府としての条件もありますけれども、そもそも、この大前提として、難民登録された者ということもございます。それも含めて、どういう選考条件でこれに臨むのかという点の一つ、非常に大きな問題としてございます。

その次としましては、そういう形で受入れた難民の方に対して、それでは日本においてどういう定住支援をしていくのか。これが次の第2点目でございます。今は外務省、政府から委託を受けた RHQ が RHQ 支援センターでのプログラムを実施し、その後は生活相談員・地域定住支援員を置いておりますけれども、基本的には地域において定住支援を行っているという状況ですが、果たしてこのような状況でいいのか。次回、諸外国でのプログラムの御紹介があると思いますけれども、諸外国によっては支援期間を2～3年と長期に置いているものもございます。そういう意味では、プログラムの期間も含めて、その具体的内容がどういうものが望ましいのかというものがあります。

その過程の中では、最終的には、今は政府部内でやっているプログラムですけれども、今、議論に出ていますように、民間の方々の援助とか、地方公共団体、それから、難民自身の参加ということで、やはり関係機関との連携というものが必要になってきます。実は今、この部分が今までプログラムの中にあまりなかった部分でございまして、そういうところをどのように連携していくのか。連携が必要であるということは我々としても理解しているのですが、具体的にそれをどうしていくのか。抽象論ではなく、具体的な議論をしていただければと思っております。

その上で、政府として、最終的に受入れの規模とプログラムの実施機関、その具体的内容、連携の在り方、そういうものを踏まえた上で、日本政府としてどのような形で臨むのか。そのときには、やはり具体的には財政的な裏付けがなければ、ある意味で絵に描いた

餅になってしまいます。ですから、そういう意味で我々事務局としましては、先生方からいただいた御提案を具体的にプログラムとして実施するためにはどういう問題点があるのか、そういうものをフィードバックさせていただきながら、具体的な結論を是非ここで議論していただきたいと思っております。

パイロットケースの実施状況も、その都度、先生方に御紹介した上で、必要な手直しはその都度していきますけれども、最終的な出口は、あくまでパイロットケース後をどうしていくかということでございます。

必要な情報は、いつでも山田先生にお伝えいたします。

○山田委員 今はミャンマーの話ばかりしていますけれども、例えば最近、難民が増えてきているアフリカとか、そういったところまで対象に考えているのですか。ミャンマーだけをこれから5年後も6年後も延長すべきかどうかと考えているのですか。

○中川参事官 今、対象キャンプとか対象国につきましても、これについては是非、先生方でまず御議論していただきたいと思っております。我々の方でミャンマーだけという形で制限しているつもりは全くございません。それも含めて、全部白紙でございます。

○岩沢座長 石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。

今、本当に中川参事官からすごく包括的な御説明をいただいて、ありがとうございます。

やはり政策決定、つまり難民をどのように受入れていくべきかというところで、勿論、日本が負っている国際的な責任ということもあると思いますし、そこには日本の外交のソフトパワーとしてのメリットもあるかとは思いますが、そもそも、それでは日本にとってこれは負担だけなのかというところが、私たちずっとNGOでやっていて非常に気になっているところです。これは勿論、第三国定住難民に限りません。

今回、東日本大震災に際して、ボランティアに行きたいという声は震災3日目からうちにどんどん電話がかかってきました。どういう方が日本にとっていいのかというところ、あるいは地域社会を本当に支えていく一員、特にこれから防災の点に関しても、もはや外国人は要援護者ではないということを静岡県などはお話しされていますけれども、むしろ地域の担い手として頑張ってもらいたいと期待する向きもすごくあります。ですので、その辺の地域の目から見たメリットで、ですから、なぜ日本は難民を受入れるのがいいのかという、ここには理念というふうに書かせていただいていますけれども、こんなお得なところもあるのではないかなというようなポイントも是非一緒に議論できたらいいのではないかな。

その上で、例えば今回、オーストラリアが第三国定住に関する国際会議のチェアをしていましたので、メルボルンで開催された2月の会合に私も行ってきたのですが、とにかく、最初に説明されるのがマルチカルチュラリズムですね。オーストラリアとして、この多文化主義といったものをどのようにとらえていて、そういった観点から、難民の受入れもポジティブな側面としてとらえていこうというところが非常に大きいと思います。

それでは、日本はその考えと無縁かといえ、池上先生の方の御専門だと思うのであれ

ですけれども、やはり多文化共生していくところのメリット、ましてや日本でこれだけ人口も減少している地域によってはこれからどんどんゴーストタウンも生まれてくるかもしれないと言われている中で、もう少し難民という方々がいかに日本にとって重要であるかというポイントも、日々難民と接している私たちから見れば、すごく今回の震災支援でも、本当に私たちが震災支援をやるきっかけになったのも難民が背を押してくれたからで、なぜお前たちはやらないのだというふうに言ってくれたところは非常に大きかったと思います。

日本の今後の活力というところも是非入れていきたいと思っていまして、まずポジティブな部分も含めた理念というものを、勿論、国際関係、国益、全部入って構わないのですが、きちんとして入れていかれたら大変有り難いと思っています。

すみません、ちょっと長くなりました。

○岩沢座長 アルカルさん、どうぞ。

○アルカルオブザーバー 先ほど来の山田委員のコメントに関連して、1点申し上げさせていただきます。

私ども、レコメンデーションを出す上で、多面的に物事を見ていかななくてはいけないと思います。第三国定住関連で私たちが用意している予算というのが限られているところからもロジ的に、さまざまな国籍や背景を持った方、言語背景を持たれた方を一度に定住させるというのは難しい一面もあります。

今、既に日本におられる難民の皆さんの人口を見ますと、約90%もしくはそれ以上の方たちがミャンマーから来られている方たちです。私、先ほども申し上げましたが、既に日本にいる難民のコミュニティがこの事業に関わっていくことでその事業が成功するというのを申し上げましたが、そういった意味からも、ミャンマーの難民の皆さんが事業に関わっていくということであれば、同じような背景を持った難民の皆さんがこちらに第三国定住事業を通じてやってくるというのは、ある意味、理由があると思います。

しかしながら、最近のミャンマーにおける政治的な動きを見ておきますと、2015年までに私どもの方で違う国の出身の難民の皆さんを推薦する可能性というのは十分あると思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

そろそろ意見交換をまとめてよろしいでしょうか。

先ほどのマンドートの点ですが、もう一度確認しますと、平成24年3月29日付け難民対策連絡調整会議決定の「1 開催の趣旨」のところに、「パイロットケースの現状及び課題を検証した上で、受入れ体制等今後の方針を策定するためには、官民が連携して、幅広く総合的な視点から検討を行うことが必要である」。このため、有識者会議を開催することですので、それが我々の任務であるというふうに理解しております。

今後のスケジュールですが、今年12月ぐらいまでは情報をインプットして、いろいろな情報を検討していくということで、来年以降いろいろな論点について意見交換をして、

来年の夏ぐらいに提言としてまとめていければと考えております。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局に次回の予定について説明いただきます。

○中川参事官 次回は、6月19日火曜日午後4時～午後6時まで、場所は本日と同じ、内閣府本府5階の特別会議室でございます。

内容としましては、諸外国における第三国定住支援の現状について外務省から、そして、IOMにおける第三国定住支援の取組みについてIOMからそれぞれ御説明をいただく予定になっております。

以上でございます。

○岩沢座長

それでは、本日は長時間どうもありがとうございました。最初に御説明しましたように、本日の内容につきましては、個人情報に関わる部分を除きまして、議事要旨を内閣官房ホームページになるべく速やかに掲載する予定でございます。

それでは、次回もよろしくお願いいたします。

これで閉会いたします。ありがとうございました。